

区・自治会連絡票取扱い確認表

No.	内容	詳細（例示）	担当課	自治会総意		備考
				必要	不要	
1-1	交通安全施設の設置・補修 （規制が伴うもの）	横断歩道の設置・信号機の設置	自治振興課	○		
1-2		道路の停止線、歩道ラインの標示再塗装等			○	
2-1	交通安全施設の設置・補修 （規制が伴わないもの）	新設（カーブミラー、車線分離標、カラー舗装等）	土木課	○		
2-2		補修（カーブミラー、車線分離標、カラー舗装等）			○	大規模補修の場合は総意が必要
3-1	ガードレール	ガードレールの設置	土木課	○		
3-2		ガードレールの修理			○	大規模補修の場合は総意が必要
4	交通規制	通行規制等	自治振興課	○		
5-1	注意喚起看板・幕	電柱幕設置	自治振興課	○		
5-2		電柱幕劣化等修繕			○	
6-1	防犯灯	新設	自治振興課	○		
6-2		交換等			○	
7-1	防犯灯（民地）	新設	自治振興課	○		
7-2		交換等			○	
8	掲示板	交換、修繕等	自治振興課		○	
9	空き地の管理	草刈等	環境政策課		○	
10	空き家の管理	草刈、樹木の剪定（民地）	建築課		○	
11	不法投棄	看板設置、回収	廃棄物対策課		○	
12	用水路	草刈り、清掃等	下水道課		○	
13	河川・排水路	草刈り、清掃等	土木課	○		簡易的なものについては直接担当課へ連絡
14	側溝・U字溝	清掃、交換等	土木課	○		簡易的なもの（既製品のコンクリート蓋数枚の交換・数m程の軽微な汚泥の除去等）については直接担当課へ連絡
15	道路	舗装、修繕等	土木課	○		簡易的なもの（補修材で対応可能な軽微なアスファルト舗装の穴等）については直接担当課へ連絡
16	道路拡幅		市街地整備課	○		
17	樹木の剪定（民地）		環境政策課		○	
18	街路樹	伐採・剪定	土木課	○		簡易的なもの（およそ3mまでの樹木で周辺に住家が隣接してなく作業の危険が伴わないもの）については直接担当課へ連絡
19	道路用地	草刈り等	土木課	○		簡易的なものについては直接担当課へ連絡
20	放置自転車	回収	土木課		○	
21	公園樹木	伐採・剪定	都市計画課	○		倒木、落枝の危険がある場合は直接担当課へ連絡
22	公園遊具	撤去等	都市計画課	○		破損等により危険がある場合は直接担当課へ連絡
23	公園内看板		都市計画課		○	
24	公園内設備	照明交換	都市計画課		○	
25	緑地	樹木伐採、草刈り、ハチの巣駆除等	都市計画課	○		草刈り、ハチの巣駆除の場合は直接担当課へ連絡
26	児童遊園		子育て支援課		○	
27	区画整理事業地	事業中の区画整理事業地内の管理	市街地整備課		○	
28	調整池	草刈り	下水道課		○	
29	マンホール	汚水枘の振動	下水道課		○	
30	通学路	登下校時の緊急連絡	学務課		○	緊急に迂回等の必要がある場合は直接学校へ連絡
31	動物の死骸		クリーンセンター		○	
32	ごみ集積所	ごみ集積所の新設・移動等	クリーンセンター	○		ごみ集積所の新設・移動等については、所定の申請書があるため、連絡票は不要